

静岡地方法務局 官庁訪問の御案内

あなたの一步が、
誰かの安心に
つながる



法務局と一緒に
前進できる仲間
を求めています

静岡地方法務局では、2026年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）を「事務東海北陸」の区分で受験され、第1次試験に合格された方を対象に、以下の日程で官庁訪問を実施します。

法務局の業務に興味のある方や、静岡県内での採用を希望される方のたくさんの参加をお待ちしています！！

官庁訪問の日程	予約受付期間	実施場所
10月9日 (金) 午前・午後	10月8日(木) 正午から 10月8日(木) 午後5時まで	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方法務局総務課 (静岡地方合同庁舎2階)
10月13日 (火) 午前・午後	10月8日(木) 正午から 10月9日(金) 午後5時まで	

予約方法

・参加予約は、Microsoft Forms から受け付けます。

予約の申し込みは[こちらのリンク](#)又はQRコードから



・予約の完了等については、Microsoft Forms に入力されたメールアドレス宛てにお知らせします。当局からのメールを受信できるメールアドレスを誤りのないよう入力してください。

・予約完了等についてのお知らせは、予約の申込みを受付後、次の時間までにメールでお知らせします。

午後5時までの申込み→当日の午後6時まで

午後5時以降の申込み→翌日午前10時まで

・上記時刻までにメールの返信がない場合は、Eメールが不達となっている可能性がありますので、総務課人事係（Tel 054-254-3559（直通））まで電話連絡をお願いします。

・Microsoft Forms による申込みができない場合は、以下の連絡先にその旨御連絡ください。

電話番号：054-254-3559（直通）

Eメール：shizuoka-koyou@moj.go.jp

【予約に関する留意事項】

10月8日(木) 正午より前に送信されたメールは、受け付けすることができません。
上記時刻よりも前に誤って送信した場合は、再送信をお願いします。

持ち物

- ①官庁訪問カード（別添様式）
官庁訪問日現在で作成してください。
- ②第1次試験合格通知書
- ③筆記用具

※ 夏季軽装期間中のため、軽装（ノー上着、ノーネクタイ）でお越しください。

法務局の業務内容

★国民一人一人のライフイベントに関わっています★

不動産登記事務

土地や建物の情報を管理し、皆さんの大切な財産を守る仕事です。

商業・法人登記事務

会社や法人の情報を管理し、安全で円滑な取引を支える仕事です。

国籍事務

外国人が日本国籍を取得するための 手続を担当する仕事です。

人権擁護事務

人権についての啓発活動や、人権侵害の救済に取り組む仕事です。

訟務事務

国の代理人として、裁判に関する手続を行う仕事です。



静岡地方法務局
マスコットキャラクター
しずぽっち

法務局の業務内容

★社会問題に対応するため新しい取組も進めています★

所有者不明土地問題対策

不動産登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加

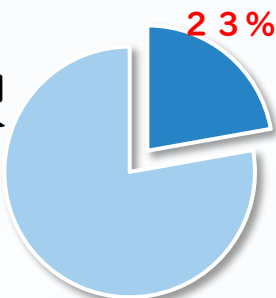


適切な管理がされず放置され
周辺の環境が悪化



所有者の探索に時間と費用
が必要となり
民間取引・公共事業を阻害

所有者不明
土地の割合



所有者が死亡して相続
が発生しているのに登
記簿上の名義は亡く
なった人のまま

所有者の住所が変
わっているのに登記
簿上の住所は旧住所
のまま

所有者不明土地の発生原因

相続登記の未了
62%

住所変更登記の未了
32%

相続登記義務化 (不動産登記部門)

- 令和6年4月から相続登記が義務化されました。
- 相続したことを知った日から3年以内の登記が法律上の義務となりました。
- 義務化前に相続したことを知った不動産についても相続登記が必要です（令和9年3月までに登記）。

戸籍証明書の広域交付制度 (戸籍課)

- 令和6年3月から本籍地以外の市区町村で戸籍証明書を取得することができるようになりました。
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村でまとめて請求できます。
- 相続手続に必要な戸籍証明書の取得が便利になりました。

自筆証書遺言書保管制度 (供託課)

- 令和2年7月から自筆で作成された遺言書を法務局で保管する制度が創設されました。
- 遺言書が法律で決められた形式になっているかを法務局で審査します。
- 遺言者が死亡したときは法務局が、相続人等に遺言書の存在を通知します。

法務局では、社会問題の解決に向けて創設された制度が広く国民の皆さんに利用されるよう、制度の周知や広報活動にも力を入れています。

制度を必要とする方々に正しく知っていただき、安心して利用していただくことも、私たち法務局の大切な役割です！



採用に関するQ & A

★皆さんの疑問にお答えします！★

Q 採用後の勤務地はどうなりますか？人事異動はありますか？

A 静岡地方法務局に採用となった後は、静岡県内の法務局に配置されます。その後は、2年から3年の周期で県内を異動するケースが多数ですが、本人の希望により、法務本省に異動することもあります。

Q 法務局の業務内容に興味がありますが、法律の知識がないため不安です・・・。

A 全く問題ありません！法務局の仕事は、どの分野でも多くの法律を扱いますが、入局前から専門的な知識は必要ありません。

法務局には充実した研修制度があり、仕事に必要な知識は入局後に基礎から学ぶことができます。「法律は難しそう・・・」と思っている方も、やる気さえあれば大丈夫です！

Q 女性も働きやすい職場ですか？結婚や出産をしても仕事を続けられますか？

A 静岡地方法務局の全職員数に占める女性職員の割合は、現在約34%です。法務局は、女性職員の採用や活躍に積極的に取り組んでいます。結婚や出産の時期を迎えても、多くの女性職員が育児休業や時短勤務制度など様々な制度を利用しながら、仕事と家庭の両立に励んでいます。男性職員の育児参加も推進しており、男女問わず働きやすい職場環境の形成に力を入れています。

Q 若手職員は活躍していますか？

A 静岡地方法務局では、30歳以下の職員が全体の約23%を占めており、若手職員も数多く活躍しています。

入局後は先輩職員のサポートのもとで仕事を学ぶことができ、若手職員にも責任のある仕事が任されます。さまざまな経験を積みながら、自分自身の成長を実感できる職場です。

採用担当から受験生の皆さんへのメッセージ

法務局の仕事は、国民の権利や財産、人権を守り、安心して暮らせる社会を支える仕事です。

一つ一つの業務が誰かの役に立ち、社会を支えていることを実感できるため、大きなやりがいがあります。また、風通しの良い職場環境や充実した研修制度のもとで、専門知識を身に付けながら成長することができます。

「あなたの一步が、誰かの安心につながる。」その一步を、ぜひ法務局で踏み出してみませんか。官庁訪問で皆さんとお会いできることを楽しみにしています！



★採用に関する問合せ先★

静岡市葵区追手町9-50

静岡地方法務局総務課人事係 採用担当

Tel: 054-254-3559 (直通)

Eメール: shizuoka-koyou@moj.go.jp